

災害時の歯科保健医療救護活動に関する協定書実施細目

公益社団法人岐阜県歯科医師会（以下「甲」という。）と朝日大学医科歯科医療センター（以下「乙」という。）で締結した災害時の歯科保健医療救護活動に関する協定（以下「協定」という。）第11条に基づき、次のとおり細目を定める。

（歯科医療救護班の派遣要請）

第1条 甲は、歯科医療救護班の派遣要請に際し、次の各号に定める事項を文書により、乙に通知するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 派遣を要する歯科医療救護班の数
- (4) 派遣期間
- (5) 派遣方法又は手段
- (6) その他必要な事項

2 甲の派遣要請は、岐阜県歯科医師会会長から朝日大学学長に対して行うことを原則とする。

（歯科医療救護班の編成）

第2条 歯科医療救護班の編成は、歯科医師2名、歯科衛生士2名及びその他1名を基本とし、そのうち歯科医師1名を班長とする。

（歯科保健医療救護活動の報告）

第3条 乙が協定第2条の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、歯科保健医療救護活動終了後速やかに、歯科医療救護班ごとに次の各号に定める書類を取りまとめ、甲に提出するものとする。

- (1) 歯科保健医療救護活動報告書（第1号様式）
- (2) 歯科医療救護班員名簿（歯科医療救護班出動編成表）（第2号様式）
- (3) 歯科医薬品等使用報告書（第3号様式）

（事故報告）

第4条 乙は協定第2条に基づく歯科保健医療救護活動において、歯科医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは「事故報告書」（第4号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（歯科医療救護班の指揮）

第5条 協定第4条の規定により、甲が指定する者とは岐阜県歯科医師会会長とする。

（費用弁償等の請求）

第6条 協定第9条第1項第1号に規定する費用については、乙が各歯科医療救護班分を取りまとめ、「歯科医療救護班に要した経費請求書」（第5号様式）により甲に請求するものとする。

2 協定第9条第1項第2号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が「扶助金支給申請書」（第6号様式）により甲に請求するものとする。

(支払)

第7条 甲は、前条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認し、乙に支払うものとする。

令和 年 月 日

甲 岐阜県岐阜市加納城南通り 1-18
公益社団法人岐阜県歯科医師会

会 長 _____

乙 岐阜県瑞穂市穂積 1851
朝日大学医科歯科医療センター

センター長 _____